

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府）

制 度 名	データセンター地域分散化促進税制の創設		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者が、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に定める東京圏（以下「東京圏」という。）を除く地域内のデータセンターに設置するサーバー等の電気通信設備について、特別償却の措置を適用する。 (1) 対象者 電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者（電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。） (2) 対象設備 電気通信基盤充実臨時措置法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画（認定計画）に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、③スイッチ及び④非常用電源装置（②～④は、①と同一の計画に基づき、同一の施設内に設置されるものに限る。） (3) 措置内容 取得価額の 30% の特別償却		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲12,172 百万円 （ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備を取得した事業者に対し、税制の特例措置を適用することにより、国内データセンターの地域分散を促進し、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図る。 (2) 施策の必要性 東日本大震災を契機に、災害時などでも事業を継続できるよう、データセンターにサーバーの移管を検討する企業及び自治体が増加するとともに、業務データをデータセンターに預ける動きも加速している。しかしながら、国内のデータセンターの約63%は東京圏に集中している（※）ため、今後、関東で大規模災害や大規模停電が発生した場合には、社会経済の中核機能がまひする恐れがある。首都直下地震の発生確率及び想定される被害が高まっているとの調査結果も明らかになっており、早急に、他の地域におけるバックアップ体制を構築する必要がある。 こうした状況の中、一部の事業者では、電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、ICT利活用の重要な拠点であるデータセンターの海外流出による産業の空洞化を避ける観点から、国と自治体が一体となってデータセンターの国内立地（東京圏以外）及び既存の地方型データセンターの活用を促進する必要がある。 また、地方のデータセンターは、地域のICT利活用の重要な役割を担っていると考えられることから、行政、医療、教育、産業等のあらゆる分野において効率性の向上や蓄積された情報に高付加価値をつけることによって新たな産業の創出につながることを期待される。さらに、冷涼な気候や再生可能エネルギーなど東京圏では実現できない地域の有効な資源を活用することが可能であり、環境配慮型データセンターの普及による省エネ・節電も期待できる。 これらを実現するため、データセンター内に設置するサーバー等に対する設備投資について、事業者インセンティブを付与するための税制優遇措置を講じるものである。 （※）地域別サーバールーム床面積割合（出所：富士キメラ総研「データセンタビジネス市場調査総覧2012年版」）								
今回の要望に関連する	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1245 539 1447"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="539 1245 1485 1447"> （内閣府本府政策評価基本計画（平成23年内閣総理大臣決定）） 【政策】 9. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進 </td></tr> <tr> <td data-bbox="325 1447 539 1592"> 政策の達成目標 </td><td data-bbox="539 1447 1485 1592"> 平成32（2020）年までに、東京圏に集中している国内データセンターの地域分散を促進し、東京圏に立地する割合を現在の約63%から約50%まで下げることを目指す。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="325 1592 539 1850"> 租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標 </td><td data-bbox="539 1592 1485 1850"> 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで（2年間） 国内データセンターのうち東京圏に立地する割合を現在の約63%から約60%まで下げることを目指す。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="325 1850 539 2130"> 政策目標の達成状況 </td><td data-bbox="539 1850 1485 2130"> 平成23年末時点で、国内データセンターのうち東京圏に立地している割合は約63%となっている。 平成22年度には、地方立地に適したコンテナ型データセンターの設置の阻害要因となる制度（建築基準法、消防法）の改善等を行ったところであり、また、東日本大震災を契機として、一部の事業者で地方立地を進める動きが見られるものの、全体の割合としては東京一極集中の傾向は変わらず、更なる政策支援を行う必要がある。 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	（内閣府本府政策評価基本計画（平成23年内閣総理大臣決定）） 【政策】 9. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進	政策の達成目標	平成32（2020）年までに、東京圏に集中している国内データセンターの地域分散を促進し、東京圏に立地する割合を現在の約63%から約50%まで下げることを目指す。	租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで（2年間） 国内データセンターのうち東京圏に立地する割合を現在の約63%から約60%まで下げることを目指す。	政策目標の達成状況	平成23年末時点で、国内データセンターのうち東京圏に立地している割合は約63%となっている。 平成22年度には、地方立地に適したコンテナ型データセンターの設置の阻害要因となる制度（建築基準法、消防法）の改善等を行ったところであり、また、東日本大震災を契機として、一部の事業者で地方立地を進める動きが見られるものの、全体の割合としては東京一極集中の傾向は変わらず、更なる政策支援を行う必要がある。
政策体系における政策目的の位置付け	（内閣府本府政策評価基本計画（平成23年内閣総理大臣決定）） 【政策】 9. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進								
政策の達成目標	平成32（2020）年までに、東京圏に集中している国内データセンターの地域分散を促進し、東京圏に立地する割合を現在の約63%から約50%まで下げることを目指す。								
租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで（2年間） 国内データセンターのうち東京圏に立地する割合を現在の約63%から約60%まで下げることを目指す。								
政策目標の達成状況	平成23年末時点で、国内データセンターのうち東京圏に立地している割合は約63%となっている。 平成22年度には、地方立地に適したコンテナ型データセンターの設置の阻害要因となる制度（建築基準法、消防法）の改善等を行ったところであり、また、東日本大震災を契機として、一部の事業者で地方立地を進める動きが見られるものの、全体の割合としては東京一極集中の傾向は変わらず、更なる政策支援を行う必要がある。								

	有効性	要望の措置の適用見込み	約２００者 ※「データセンタビジネス市場調査総覧２０１２年版」（富士キメラ総研）に掲載のデータセンター事業者は３２９者。このうち、登録・届出をしている電気通信事業者は２８２者（約８６％）。 また、事業者に対するアンケートの結果によると、約７０％が本措置の適用を受ける見込み。 （２８２者×７０％＝１９７者）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	支援対象となるサーバー等の電気通信設備は、データセンター事業を行う事業者により、毎年度一定規模の投資が行われるため、幅広くインセンティブを付与することができる。 そのことにより、震災に備えた東京圏のバックアップ拠点の整備が進むとともに、既にバックアップ拠点として機能しているデータセンターの利用が促進され、日本の情報通信基盤の耐災害性の強化を図ることができる。また、事業者による国内への投資が促進されることにより、データセンターの海外流出を防ぎ、将来的な法人税の増収につながるとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化に貢献することが期待できる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税：固定資産税に係る課税標準の特例措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	アジアの中でデータセンター誘致に積極的であると言われるシンガポールの法人税率が１７％であるのに対し、我が国では法定実効税率が４０％弱（復興法人税率１０％を含む。）と高くなっており、データセンターの海外流出を防ぎ、国内への投資を促進させるためには税負担の軽減が必要となる。 また、本措置の対象となるサーバー等の電気通信設備は、データセンター事業を行う事業者により、毎年度一定規模の投資が行われるため、幅広くインセンティブを付与することが可能であり、税制の特別措置として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—